

会計年度任用職員（保育補助員）採用選考案内

令和 8 年 2 月 18 日

渋谷区

1 会計年度任用職員とは

地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項の規定に基づき、一会計年度内を任期として任用される非常勤の地方公務員（一般職）です。

2 募集職名・職務内容

(1) 職名

保育補助員

(2) 職務内容

保育士補助

(保育全般に係る補助業務※配慮を要する幼児の介助を含む場合があります。)

3 採用予定数

若干名

4 受験資格

保育補助員（資格あり）を希望する場合は保育士資格が必要です。

その他の職については、以下のいずれかに該当する人を優遇します。

- 子育て支援員研修事業実施要綱（平成 27 年 5 月 21 日雇児発 0521 第 18 号）に基づく子育て支援員研修（子育て支援員専門研修（地域保育コース）のうち選択科目を地域型保育とする研修）を修了した人
- 子育て経験がある人
- 保育士養成学校に在籍する人
- 保育補助の経験がある人

なお、地方公務員法第 16 条各号のいずれかに該当する人は受験できません。

【参考】 地方公務員法第 16 条

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 一 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(注) 民法の一部を改正する法律（平成 11 年法律第 149 号）附則第 3 条第 3 項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者は受験できません。

5 選考日程及び選考方法

申込受付期間	<p>(1) 令和8年4月1日任用 令和8年1月28日(水)から令和8年2月13日(金)まで</p> <p>(2) 令和8年5月1日以降の任用 原則として希望する任用月の前々月25日(土曜日・日曜日、祝・休日に該当する場合は、その直前の平日)まで</p> <p>※郵送の場合は必着</p>
第一次選考	<p>選考申込書による書類選考</p> <p>第一次選考合格者に対し、第二次選考の実施について通知します。</p>
第二次選考	<p>個人面接</p> <p>第一次選考合格者を対象に実施します。面接日時は、対象者へ個別に通知します。</p>
最終合格発表	<p>(1) 令和8年4月1日任用 令和8年3月中旬までに選考申込者全員へ通知します。</p> <p>(2) 令和8年5月1日以降の任用 原則として、申込月翌月の下旬(予定)までに選考申込者全員へ通知します。</p>

6 勤務条件

任用期間	<p>(1) 令和8年4月1日任用 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで</p> <p>(2) 令和8年5月1日以降の任用 原則として申込月の翌々月1日から令和9年3月31日まで</p> <p>※任用後、条件付採用期間があります。</p> <p>※公募によらない再度任用の制度があります。</p>
勤務条件	<p>(1) 保育補助員(資格あり)</p> <p>勤務条件：①週4日(月～金のうち)7時間45分勤務 ②週5日(月～金)6時間勤務</p> <p>報酬額：①月額190,720円 ②月額184,567円</p> <p>受験資格：保育士資格</p> <p>(2) 保育補助員(準資格あり)</p> <p>勤務条件：週1～5日(月～土)2～5時間勤務</p> <p>報酬額：週1～3日 時間額1,443円 週4～5日 月額48,516～151,612円</p> <p>受験資格：子育て支援員研修事業実施要綱(平成27年5月21日雇児発0521第18号)に基づく子育て支援員研修(子</p>

	<p>育て支援員専門研修（地域保育コース）のうち選択科目を地域型保育とする研修）を修了した人 または保育士資格</p> <p>（3）保育補助員（資格なし） 勤務条件：週 1～5 日（月～土）2～7 時間勤務 報酬額：週 1～3 日 時間額 1,327 円 週 4～5 日 月額 44,593～195,096 円 受験資格：子育て経験有、保育士養成学校在籍者または保育補助の経験有の人を優遇</p> <p>※上記報酬額は地域手当相当額を除いた金額です。 ※ただし、報酬額は選考案内公表時における予定であり、令和 8 年度の予算編成に関する議決を経て確定します。 ※給与改定があった場合は、その定めるところによります。 ※時期によって募集園等の状況が変わります。詳細は下記連絡先までご連絡ください。 ※年齢制限は設けておりません。書類選考及び個人面接の選考結果を踏まえて、合否を決定いたします。</p>
休日	日曜日、祝日、年末年始（12月29日から1月3日まで）
期末・勤勉手当	6か月以上の任期がある場合に支給します。 ※週当たりの勤務時間が15時間30分未満、かつ、週当たりの勤務日数が2日以下の場合は支給されません。
諸手当	諸手当（地域手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給等）に相当する報酬を支給します。
費用弁償	通勤手当及び出張旅費を支給します。
休暇	年次有給休暇、特別休暇（有給・無給）等 ※任用期間、勤務日数等により取得要件や日数が異なります。
服務	地方公務員法に規定する服務及び懲戒に関する規定の対象となります。
健康診断 厚生制度	一定の要件を満たした場合に、定期健康診断、渋谷区職員互助会加入の対象となります。
社会保険	一定の要件を満たした場合に、健康保険（東京都職員共済組合）、厚生年金保険及び雇用保険に加入となります。
労災保険	労働災害補償または公務災害補償の対象となります。

7 合格者の取扱い

(1) 令和8年4月1日任用

最終合格者は、令和8年度会計年度任用職員候補者となり、令和8年4月1日以降に任用されます。

(2) 令和8年5月1日以降の任用

最終合格者は、令和8年度会計年度任用職員候補者となり、原則として申込月の翌々月1日以降に任用されます。

8 選考申込方法

所定の申込書に必要事項を記入し、写真（縦4cm×横3cm）を貼付の上（資格を要する職への申込の場合はそれを証明する書類を添付の上）、下記により持参または簡易書留により郵送してください。

※普通郵便で郵送した場合の事故については、責任を負いません。

※申込書は渋谷区ホームページから印刷することができます。

受付期間	(1) 令和8年4月1日任用 令和8年1月28日（水）から令和8年2月13日（金）まで (2) 令和8年5月1日以降の任用 原則として希望する任用月の前々月25日（土曜日・日曜日、祝・休日に該当する場合は、その直前の平日）まで ※郵送の場合は必着
受付時間	午前8時30分から午後5時まで (土曜日・日曜日、祝・休日および12月29日から1月3日を除く。)
受付場所 問合せ先	渋谷区役所 子ども家庭部保育課施設運営係 〒150-8010 東京都渋谷区宇田川町1番1号 4階 電話 03-3463-2573

9 注意事項

- (1) この選考において提出された書類は、返却しません。
- (2) この選考において区が収集する個人情報は、選考及び任用に関する事務以外の目的への使用は一切いたしません。ただし、任用者の個人情報は人事情報として使用します。
- (3) この選考及び合格者の決定については、令和8年度の予算成立を条件とします。
- (4) 採用内定者については、児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号）に基づき、本採用選考の最終合格後から採用内定前までに「保育士特定登録取消者管理システム」を活用し、特定登録取消者に該当するか確認します。照会の結果、特定登録取消者に該当することが判明した場合は、採用しない場合があります。
- (5) 本職種へ従事するに当たっては、令和8年12月25日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法

律に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。このため、予め、採用選考過程において、誓約書等により、特定性犯罪の前科の有無を確認いたします。また採用に至るまでの過程で特定性犯罪前科について虚偽の申告をした場合、内定の取消事由となります。